令和６年２月１日に配信された、鈴鹿市狭あい道路拡幅整備要綱の一部改正について

支部長　各位
お疲れさまです。
鈴鹿市の告示内容が判りづらいので解説します。昨年度までは、鈴鹿市の狭あい道路解消に向けた取組みが差別的であったので解消します。と決断した告示です。
告示内容は別添にて添付しました。
昨年度までは宅建業者、共同住宅、借家建築予定者、商業店舗等の営業を目的とする者に対して狭あい道路に接して事業を行う場合でも補助金等は出ませんでした。
昨年はもっとひどく道路整備も申請人がしないと寄付行為すら拒否されました。
鈴鹿支部からの幾度も差別的要綱は撤廃すべきでありと担当課に４年以上進言しましたが他団体が同調せず放置されてきました。
これからは四日市市のように自然人、法人でも営利目的者であっても狭あい道路部分の寄附のみで整備、補助が受けられるような市になってもらえればと思います。

鈴鹿支部長　野呂

鈴鹿市告示第５号

鈴鹿市狭あい道路拡幅整備要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和６年１月１８日

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市狭あい道路拡幅整備要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市狭あい道路拡幅整備要綱（令和３年鈴鹿市告示第３８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（寄附） 第３条　市長は、拡幅用地及びすみ切り用地（以下「拡幅用地等」という。）の所有者が次の各号に掲げる全ての要件を満たす拡幅用地等を市に寄附しようとするときは、当該所有者に対し、拡幅用地等寄附申出書（第１号様式）その他必要な書類の提出を求めるものとする。 （１）　拡幅用地等の接する狭あい道路が個人又は法人（市を除く。第６号において同じ。）の管理するものでないこと。 （２）～（６）　略 （７）　拡幅用地等の全てを寄附すること。	（寄附） 第３条　市長は、拡幅用地及びすみ切り用地（以下「拡幅用地等」という。）の所有者が次の各号に掲げる全ての要件を満たす拡幅用地等を市に寄附しようとするときは、当該所有者に対し、拡幅用地等寄附申出書（第１号様式）その他必要な書類の提出を求めるものとする。 （１）　拡幅用地等の接する狭あい道路が個人又は法人の所有するものでないこと。 （２）～（６）　略 （７）　拡幅用地等のうち、前項の規定に基づく寄附をしないものがないこと。 （８）　次条ただし書に該当する場合にあっては、拡幅用地等の拡幅工事が完了していること。

（8）　略	（9）　略
2～4　略	2～4　略
（拡幅工事）	（拡幅工事）
第4条　市長は、前条第3項の規定により土地所有権移転登記を行った場合には、予算の範囲内で当該拡幅用地等について舗装等の拡幅工事を行うことができる。	第4条　市長は、前条第3項の規定により土地所有権移転登記を行った場合には、予算の範囲内で当該拡幅用地等について舗装等の拡幅工事を行うことができる。ただし、当該拡幅用地等の所有者が営利を目的とする不動産の販売の事業を行おうとする場合は、この限りでない。
（報償金の交付）	（報償金の交付）
第5条　市長は、別に定める要件を満たす場合、拡幅用地等の所有者に対し、予算の範囲内で報償金を交付することができる。	第5条　市長は、別に定める要件を満たす場合、拡幅用地等の所有者に対し、予算の範囲内で報償金を交付することができる。ただし、当該所有者が営利を目的とする不動産の販売の事業を行おうとする場合は、この限りでない。

第1号様式を次のように改める。

第１号様式（第３条関係）

年　　月　　日

（宛先）鈴鹿市長

土地所有者　住　所
氏　名
電　話（　　）　　―

（建築行為の予定がある場合）
建　築　主　住　所
氏　名
電　話（　　）　　―

拡幅用地等寄附申出書

鈴鹿市狭あい道路拡幅整備要綱第３条第１項の規定により、下記の土地を道路敷地として鈴鹿市に寄附します。

記

土　地　の　表　示						
鈴鹿市						
町　又　は　大　字	字	地番	地目	地積（㎡）		摘　要
						拡幅用地 すみ切り用地
						拡幅用地 すみ切り用地
						拡幅用地 すみ切り用地

添付書類

□付近見取図　都市計画図等に拡幅用地等を明示すること。
□配　置　図　狭あい道路の中心線及び拡幅用地等並びに予定建築物等の土地利用計画を明示すること。
□公　　図　拡幅用地等の分筆後のものに限る。拡幅用地等を明示すること。
□地積測量図　拡幅用地等の分筆後のものに限る。拡幅用地等を明示すること。
□全部事項証明書　拡幅用地等の土地の登記に関する全部事項証明書（抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないもの。）
□登記原因証明情報及び登記承諾書
□印鑑登録証明書（原本に限る。）
□現況写真（拡幅用地等の境界及び全景がわかるもの。）

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の第３条第１項、第４条及び第５条の規定は、この告示の施行の日以後に寄附を受ける鈴鹿市狭あい道路拡幅整備要綱第３条第１項に規定する拡幅用地等（以下この項において「拡幅用地等」という。）について適用し、同日前に寄附を受けた拡幅用地等については、なお従前の例による。